

ご存じ
ですか？

消費者等に販売される全ての食品に 食品表示が必要です！

※注文に応じてその都度容器に詰めて販売する場合を除きます

食品表示は、生産者から消費者に食品の情報をつなぐ方法の一つであるとともに、消費者が商品を購入する際に、その内容を確認・選択する上での重要な情報源です。そのため、わかりやすく正確な表示が必要です。

生鮮食品及び加工食品を販売する場合、食品表示法に基づき下記に示すような食品表示が必要です。出展者の皆様方には、販売される食品について、適正な食品表示をお願いいたします。

【生鮮食品】…野菜、果物、きのこ、米、水産物、精肉、卵など 「名称」と「原産地」が必要です！

農産物→都道府県名、水産物→水域名又は水揚げした港名又は都道府県名
畜産物→国産である旨又は都道府県名（市町村名でもOK）

＜表示方法＞

①容器包装のラベル



②プライスラベルに表示



③ポップ等の表示



食品によっては、栄養成分表示など、これらの事項以外にも表示が必要な場合があります。

とやま食の安全・安心情報HP
（下記二次元コード①）や、消費者庁 早わかり食品表示ガイド（下記二次元コード②）を各自ご確認ください。



①



②

【加工食品】文字のサイズ：8pt以上

（容器包装の表示可能面積が150cm²を超える場合）

その食品を表す一般的な名称を表示する

原材料、添加物を重量順に表示する

原料原産地名※¹

計量法による規定がない食品などの表示も可

表示内容に責任を有する事業者の名称及び住所※³

名 称	クッキー
原材料名	米粉（富山県製造）、きび砂糖、アーモンドパウダー、豆乳（大豆を含む）、米油、ねりごま、食塩、ベーキングパウダー
内 容 量	80g
賞味期限	令和6年10月26日
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存
製 造 者	□□食品(株) 富山県〇〇市〇〇町〇〇番地

アレルギー※²

原材料と添加物は明確に区別して表示

消費期限or賞味期限を、年月日で表示

開封前の保存条件



※¹ 対象原材料が生鮮食品の場合→原産地を表示（例：「国産」「富山県産」）

加工食品の場合→製造地を表示（例：「国内製造」「富山県製造」）

※² 表示義務のある8品目（えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ））は必ず表示が必要です。その他の特定原材料等20品目についても、消費者の健康被害防止のため、表示することが推奨されます。

※³ 表示責任者の住所と、製造所の住所が異なる場合は、別途製造所の住所及び製造者の名称が必要です。表示責任者及び製造者が個人事業主の場合、必ず代表者名の表示が必要です（屋号のみは×）。

【問い合わせ先】食品表示について、お気軽にご相談ください！ 富山県食品表示110番（富山県農林水産部農産食品課内）

住所：富山県富山市桜橋通り5番13号富山興銀ビル10階
TEL：076-444-8484（受付：平日9～12時、13時～16時）
FAX：076-444-8600
Mail：syokuhinhyouzi@esp.pref.toyama.lg.jp



お時間には余裕をもってご連絡ください！

